

東北防衛局さわやか行政サービス推進委員会設置規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒井 隆

東北防衛局さわやか行政サービス推進委員会設置規則

(設置)

第1条 さわやか行政サービス運動の実施に係る閣議決定(昭和63年1月26日)に基づき、東北防衛局における窓口行政を中心とする行政サービス業務等の自主点検を行うとともに必要な改善計画を策定し、その実施を推進するため、東北防衛局に「東北防衛局さわやか行政サービス推進委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は総務部長、委員は総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長及び報道官をもって充てる。

(運営)

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、東北防衛局に勤務する職員で、委員長が指名する者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(局長への報告)

第4条 委員長は、委員会で策定した改善計画をその都度局長に報告するものとする。

(地域さわやか行政サービス推進協議会との連携)

第5条 委員長は、地域さわやか行政サービス推進協議会における協議事項等について、これを委員会に反映させるとともに、委員会の活動に関する情報を当該協議会に伝達する等、連携のため必要な措置を採るものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課企画係において処理する。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。